東京医科歯科大学学部教育におけるＧＰＡ制度
取り扱いに関する要項

（平成２８年３月３１日
制　　定）

（目的）

第１条　東京医科歯科大学の学部教育におけるＧＰＡ（Grade Point Average）制度の運用については、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則（平成１６年制定）、東京医科歯科大学医学部医学科専門科目履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学歯学部歯学科専門科目履修内規（平成２３年制定）、東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科専門科目履修内規（平成２３年制定）に定めるほか、この要項の定めるところによる。

（定義および計算方法）

第２条　この要項において、ＧＰＡとは、個々の学生の学修到達度をはかる数値で、履修登録した科目毎の評価（0～100 点の整数の評点）を次の計算式によって 0.0～4.5 までの点数（GP; Grade Point）に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点とする。

GP = （科目の評価 － 55）× 0.1

ただし、科目の評価が 59 点以下の場合は、GP = 0.0 とする

２　ＧＰＡ対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

(1) 0～100 点の整数による学修の評価を行わない科目

(2) 他大学等で単位を修得し、本学として学修の評価を行わず「認定」とした科目

(3) 卒業要件に含まない科目のうち学生が申請して学科等が認めた科目（成績表ではＧＰＡ除外科目として明示される）

(4) ＧＰＡへの算入が適当でないと学科等が認めた科目（シラバスおよび成績表ではＧＰＡ除外科目として明示される）

３　第１項の計算において、「単位数」には不合格（59 点以下）となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。

４　ＧＰＡの計算値は四捨五入して小数第２位まで求めるものとする。

（学修の評価及びＧＰ）

第３条　学修の評価基準、評点及び Grade Point（ＧＰ）は、次のとおりとする。

評点	ＧＰ	評価基準
90～100	3.5～4.5	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
80～89	2.5～3.4	当該科目の到達目標を全て達成した
70～79	1.5～2.4	当該科目の到達目標を概ね達成した
60～69	0.5～1.4	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
0～59	0.0	当該科目の到達目標を達成していない

（ＧＰＡの種類）

第４条　ＧＰＡは、対象期間に応じて「学期ＧＰＡ」、「年度ＧＰＡ」及び「通算ＧＰＡ」に区分して算出するものとする。

（ＧＰＡ計算期日）

第５条　ＧＰＡの計算は、学期、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

（成績証明書への記載）

第６条　成績証明書への記載は、通算ＧＰＡを使用する。

（その他）

第７条　この要項に定めるもののほか、ＧＰＡ制度の実施に関して必要な事項は、各学科等において、別に定める。

附　則

１　この要項は、平成２８年４月１日から施行し、平成 28 年度入学者から適用する。

平成 27 年度以前入学者についても、GPA を計算する場合は、秀を A^{+}、優を A、良を B、可を C、不可を D、評価なしを F とみなし、適用する。

附　則（平成３０年９月６日制定）

この要項は、平成３０年９月６日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月３０日制定）

１　この要項は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年３月３１日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和６年４月１日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この要項にかかわらず、なお従前の例による。